

アメリカ法人税法詳解

アメリカ法人税法詳解

公認会計士 白須信弘 著

中央経済社

《著者略歴》

昭和43年 早稲田大学商学部卒業。
アーサー・アンダーセン会計事務所入所。
昭和48年 公認会計士第3次試験合格，登録。
昭和54年 等松・青木監査法人に入社，現在に至る。

アメリカ法人税法詳解

昭和55年9月30日 第1版発行

昭和56年3月20日 第3版発行

著 者 ^{しら}白 ^す須 ^{のよ}信 ^{ひろ}弘

発 行 者 渡 辺 正 一

発行所 ^{株式}会社 中 央 経 済 社

〒101 東京都千代田区神田神保町1の31の2

電 話 (293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

振替口座・東京0-8 4 3 2

印刷／三 栄 印 刷

製本／関 川 製 本

落丁・乱丁本はお取替いたします。

3032-842848-4621

推 薦 の こ と ば

周知のように、日本の企業は近年、外国との輸出入貿易のほか、株式投資や外債の発行・資金の貸付けなどを活発に行い、また海外に支店や子会社、関連会社などを設置して現地での生産活動や流通活動を積極的に進めてきています。

このような経済活動の国際化に伴って、外国税法についての知識をもつことは、日本の企業にとってきわめて重要になってきており、とくに対米関係の経済活動を営む日本企業にとっては、アメリカ税法についての知識は絶対不可欠のものになってきています。

本書は、アメリカ合衆国の法人税についての詳細な解説書ですが、その内容についてぜひ指摘したい特徴点は、次の諸点です。

- 1 本書は、アメリカ法人税についての初めての総合的解説書です。これまで、アメリカ税法についての解説書は数点刊行されていますが、いずれも概説的なものであって、総合的、かつ、詳細な解説書は、本書が初めてであります。
- 2 本書は、アメリカの法人税関係法令（内国歳入法その他）を、日本の法人税法とほぼ同じ体系に組み替えて解説しています。このため、本書の読者は、アメリカ法人税の全容について一層早くなじむことができ、また日米の税法についての国際比較なども非常に容易になると思います。
- 3 本書は、常に根拠条文を明らかにしてその解説を進めています。アメリカ法人税に係る根拠条文の主なものは、内国歳入法、国際租税条約、通達、ルーリングなどですが、本書ではこれらの条文を随所に明記して、内容の正確性を期し、併せて読者の条文参照などの便宜に供しております。

以上のほか、本書では、タックス・ヘイブン対策税制の日米比較を行うなど、最近の新しい税務問題をも採り上げております。

2 推薦のことば

本書の著者・白須信弘氏は、昭和43年4月に早稲田大学商学部を卒業後、公認会計士としてアメリカの会計事務所に勤務し、10年余にわたってアメリカ税法についての実務と理論を研究してきた逸材であり、篤学の士であります。

このことは、本書の内容が率直に証明しているところでありまして、白須氏は、日本税法に劣らず非常に難解とされているアメリカ税法と果敢に取り組み、その成果を見事に本書のなかにまとめあげております。

このたび、白須氏の早大在学時代におけるゼミナールの指導教授であったことから、小生が本書の推薦のことばを記す機会を与えられた次第ですが、本書がひろく各界の方々のお役に立ちうるならば、小生にとっても非常な喜びであります。

ここに本書の出版を心から祝いつつ、この本を江湖に推薦申し上げます。

昭和 55 年初秋

早稲田大学教授 商学博士

新 井 清 光

は し が き

近年わが国企業の活動範囲が、国際的な広がりを見せ、かつその活動が本格化するに従い、その進出国の法人税法への関心は日を増して強くなっている。

進出企業にとり現地での課税上の無用のトラブルを避け、より有利な租税戦略を立案するため進出国の法人税法の理解は不可欠であろう。

また進出企業へ出資等するわが国の法人にとり、進出企業の進出先での課税関係を律する進出国の法人税法が、その経営上の意思決定にいかなる影響を与えるかを吟味するためにも、進出国の法人税法の基礎的理解が必要と思われる。

さらに、わが国企業が進出国から投下資本の回収等を行う時に、進出国での法人税法等がわが国の法人税法等の解釈、適用にも影響を及ぼすと解される。

従来からアメリカ合衆国はわが国企業の主な進出国の一つである。今後もわが国企業のアメリカ合衆国への本格的進出は、わが国の安定的経済成長のための重要なポイントの一つとなるであろう。

またアメリカ法人税法は、アメリカ合衆国に本拠を置く企業の多彩な諸活動への課税関係を律するために、広範な規定を置いている。アメリカ合衆国以外の諸国の法人税法（制）に与える影響も少なくないと解される。アメリカ法人税法の理解の下に、それと各国法人税法の比較を行なうことにより、各国法人税法の理解がより容易となるであろう。

さらに、アメリカ合衆国で広く採られている税効果会計はアメリカ法人税法を基礎としておりと解される。財務諸表の読者に公正で信頼しうる情報を提供するために、法人税法等の規定が企業の諸活動に与える影響をいかに財務諸表（脚注を含めて）に反映させるかが税効果会計の主眼点と解されるからである。アメリカ合衆国で採用される税効果会計の理解のためにアメリカ法人税法の基礎的理解

2 は し が き

は不可欠である。

アメリカ内国歳入法 (Internal Revenue Code) は第 1 条から第 9,042 条までであり、広義の所得税 (Income Taxes)、相続税、贈与税、国税通則法等を規定している。広義の所得税は第 1 条から第 1,564 条までであり、第 1 編 (Chapter 1) の通常の (広義の) 所得税にはじまり第 6 編の連結納税申告書で終わっている。広義の所得税はわが国の法人税と所得税に該当する。本書はそのうちわが国の法人税に該当する条文のうち、基本的に必要なものについて体系的にまとめたものである。本書は根拠条文を明示するとともに、わが国の法人税法の体系にできるだけ合わせるよう構成した。また今後国際的な活動を行なう企業がより注目すると思われるタックス・ヘイブン対策税制の日米比較を補章として付け加えた。

本書は原則として 1979 年に終了する課税年度に適用されるアメリカ法人税法の基礎的な諸規定を体系的に説明したものである。今後アメリカ法人税法の部分的な改正が行なわれても基本的な考え方は効力を持続けると解される。

本書はアメリカ法人税法の理論的な究明を主眼としていない。実務的必要性の観点をより重視した。浅学凡才の筆者が米国での研修でアメリカ内国歳入法の全文をはじめて手にした時から頭のかたすみにあった「アメリカ法人税法の体系的基礎的理解」の一つの道しるべとして、筆者個人の理解の下にまとめたものである。読者賢兄の御批判、御指摘を切望するものである。

本書が刊行されるまでに数多くの諸先輩の有形、無形の御援助を頂いた。大学のゼミナール以来迫力ある財務会計理論をはじめ、多方面にわたり、教えを頂いている早稲田大学教授の新井清光先生には、本書の刊行にあたっても多大の御力添えを頂いた。多方面にわたり、指導的役割を果たされる先生の励ましがなければ本書の完成はありえなかった。心より厚く御礼を申し上げる次第である。またそのすばらしき業績を常に世に示され、励まし続けて下さった早稲田大学の諸先生、諸先輩に厚く御礼申し上げる。

最後に、本書の中央経済社への御取次の労を取って頂いた公認会計士の川北博先生、心よく出版を御引受頂いた中央経済社の皆様の御好意と御援助がなければ本書の刊行はありえなかった。また中央経済社企画室長の岩佐範雄氏には直接、御指導、御鞭撻を頂いた。みなさまに厚く御礼を申し上げたい。

本書がアメリカ法人税法の体系的、基礎的理解に少しでもお役に立てば、わたくしの望外の喜びである。

昭和 55 年 9 月

白 須 信 弘

＜凡 例＞

文中の略語等は、次の通りである。

- ① 条 : Internal Revenue Code (内国歳入法) 1954年の条文である。
Internal Revenue Codeを米法(または法人税法)、また、これに基づく法人の所得に対する税額を法人税額とした。
- ② 通 達 : Income Tax Regulations である。Regulations は、I.R.S.による内国歳入法の解釈を示す場合と内国歳入法の委任を受ける場合がある。後者の場合は規則等と訳すべきと思われるが、ここではすべてを通達とした。
- ③ ルーリング : Revenue Rulings である。(第1章8頁参照)
- ④ レベニュー・
 プロシ
 ジュ
 アー : Revenue Procedures である。Procedures は主として内国歳入法の手続処理面について I.R.S.が公表する文書 (Statements) である。
- ⑤ S E C. : レベニュー・プロシジュアー等の条文である。たとえばSEC.3-04はあるレベニュー・プロシジュアーの3条4項を意味する。
- ⑥ 本 編 : Chapter 1(Normal Taxes and Surtaxes) of Internal Revenue Code, 1954年であり、第1条から1,397条までを含んでいる。
- ⑦ I. R. S. : Internal Revenue Service (米国税庁) である。(第1章9頁参照)
- ⑧ F. I. T. : McCarthy Clarence F., *The Federal Income Tax, Its Sources and Applications*, 3rd edition, Prentice-Hall, Inc.
- ⑨ T. C. S. : Bittker Boris I., and Eustice, James, S., *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders*, 3rd edition, Warren Gorham & Lamont, Inc.
- ⑩ Guide : 1978 Depreciation Guide including A.D.R. System, Commerce Clearing House Inc.
- ⑪ 例 : 例については、通達等の例を一部修正した場合がある。

目 次

第1章 総 論	1
1. 納税者の種類	1
2. 非課税法人	2
3. 小規模法人	2
(1) 小規模法人の意義	3
(2) 小規模法人の特例	3
4. 同族持株法人	4
(1) 同族持株法人の意義	4
(2) 同族持株法人に該当しない法人	5
5. 外国同族持株法人	5
6. 関連グループ法人	6
(1) 関連グループ法人の意義	6
(2) 関連グループ法人の特例	7
7. 外国法人	8
8. 根拠条文	8
第2章 課税所得計算の通則	11
1. 課税所得の計算	11
2. 課税年度	11
(1) 課税期間	11
(2) 52または53週間	12
(3) 各年度の会計期間の変更	13
(4) 変更があった場合等の短期課税年度の法人税額	14
3. 総益金の範囲	17
(1) 通常の総益金の例示	18

2 目 次

(2) 総益金に含まれる項目	18
(3) 総益金から除外される項目	19
4. 損金の範囲	19
5. 会計処理基準	20
(1) 会計処理基準の概要	21
(2) 認められる会計処理基準	22
(3) 会計処理基準の変更	24

第3章 総益金の帰属年度 31

1. 原 則	31
2. 前受収益	31
(1) 原 則	31
(2) 短期繰延法	32
3. 商品販売等の前受金	34
(1) 前受金の意義	34
(2) たな卸資産の場合の特例	35
4. 割賦基準	37
(1) 割賦基準が認められる場合	37
(2) 割賦債権を処分した場合	38
(3) 割賦基準の採用、変更	39
5. 長期工事	41
(1) 工事進工基準	42
(2) 工事完成基準	44
(3) 複数の契約とみなす場合等	44

第4章 資産の売却損益とキャピタル・ゲイン 47

1. 売却等による利益または損失の金額	47
(1) 実現金額	47
(2) 資産の基礎価額と修正基礎価額	47
2. 利益・損失の計上時期	49

(1) 原 則	49
(2) 課税の繰延べ	49
3. キャピタル・ゲインまたはロス	50
(1) キャピタル・ゲイン等の算定・定義	50
(2) 資本資産の範囲	51
(3) 資本資産の保有期間	52
(4) 資本資産の売却または交換	54
(5) キャピタル・ゲインの特例	55
(6) キャピタル・ロス控除の制限	56
(7) 事業の用に供される資産の特例	58
(8) キャピタル・ゲインとされない認定利息の算定	68

第5章 受取配当金等 73

1. 受取配当金とは	73
(1) 資産の分配の課税上の扱い	73
(2) 配当金とは	74
2. 受取配当金の総益金算入時期	78
3. 内国法人からの受取配当の特別控除額	78
(1) 適格配当	79
(2) 特別控除額の制限	80
4. 外国法人からの受取配当の特別控除額	81
(1) 85%の特別控除額	81
(2) 100%の特別控除額	81
5. 株式配当	83

第6章 その他の総益金 85

1. 債務免除益	85
(1) 原 則	85
(2) 破産等の場合の特例	85
(3) 関連資産の基礎価額を減額する場合の特例	87
2. 貸倒損の回収等の場合	89

4 目 次

(1) 対象となる項目	89
(2) 回 収 額	89
(3) 前の年度の法人税額を減少させなかった金額	90
(4) 留保利益税と同族持株法人への追加税の場合	90
3. 法人の資本への抛却	91
(1) 法人の資本への抛却額	91
(2) 統制ガス会社等の場合	91
(3) 資本抛却を受けた法人の付す資産の基礎価額	92
(4) 資本抛却した者の課税関係	93
4. 発行差金と社債のプレミアム付発行	93
(1) 総益金に算入される発行差金	94
(2) 社債のプレミアム付発行の場合の債務免除益	95
5. 州債の利息等	96
(1) 総益金に算入されない受取利息	96
(2) 総益金に算入される受取利息	97
(3) 利息相当額の総益金算入時	97

第7章 たな卸資産 99

1. たな卸資産の範囲	100
2. たな卸資産の取得価額	100
(1) 購入したたな卸資産	100
(2) 製造等したたな卸資産	100
3. たな卸資産の評価方法	105
(1) 原価法と低価法	105
(2) 後入先出法	109
(3) 金額後入先出法	113
(4) 評価方法の選定・届出・変更	121

第8章 減価償却資産の減価償却等 125

1. 減価償却資産の範囲	125
2. 償却基礎価額	126

3. 償却単位	128
4. 減価償却費の損金算入時期	129
5. 残存価額	130
6. 耐用年数	132
7. 償却方法	134
(1) 償却方法の種類	134
(2) 選択できる償却方法	135
(3) 定額法	137
(4) 定率法	139
(5) 級数法	141
(6) その他の方法	145
(7) 償却方法の変更	146
8. 資本的支出と修繕費	148
(1) 修繕費の意義	148
(2) 租税および借入金利息等	149
9. 資産の売却、除却等	150
(1) 個々の資産の場合	151
(2) 複数の資産の場合	151
10. A. D. R. 制度（法定耐用年数）	152
(1) 適用対象資産	153
(2) 法定耐用年数	155
(3) 残存価額	158
(4) 償却方法	159
(5) 期中増減資産の処理	163
(6) 資本的支出と修繕費	168
(7) 選択・変更	172
11. 初年度の割増償却等	173
(1) 初年度の割増償却	173
(2) 公害防止施設の特別償却	176
12. リースの場合の賃借人による資本的支出	180

第9章 繰延資産	183
1. 社債発行差金	183
2. 試験研究費	183
(1) 試験研究費	183
(2) 発生年度の損金とする場合	185
(3) 繰延べる場合	186
3. 商標権等	188
4. 創業費	190
第10章 損金となる経費	193
1. 通常かつ必要な事業遂行上の経費	193
2. 報酬・給与・賞与	194
3. 退職年金の掛金	195
(1) 退職年金制度	195
(2) 年金制度の適格要件	198
(3) 適格退職年金の出損額の損金算入	201
(4) 不適格年金等への出損額の損金控除時期	202
(5) (3)でのルールが適用されない損金	202
4. 旅費	203
5. 賃借料と資産の購入	204
6. 慈善寄付金とその他の寄付金	206
(1) 慈善寄付金の要件	207
(2) 慈善寄付金の内容	208
(3) 資産または役務を寄付した場合	210
7. わいろ等	213
(1) わいろ等の取扱い	213
(2) 不法支払	214
8. 罰金その他の支出	215
(1) 罰金等の取扱い	215
(2) 法律制定に影響を与える経費	216

9. 支払利息	217
(1) 原 則	217
(2) 割賦購入資産の利息相当額	218
10. 租 税	218
(1) 損金とされるもの	218
(2) 損金とされないもの	218
(3) 不動産税の売却者と購入者の負担分	219
11. 交 際 費	220
(1) 損金算入される交際費	220
(2) 接待・きょう応等の意味	220
(3) 法人の事業に直接関係する接待費	222
(4) 事業目的の会議	222
(5) 交際活動に関する施設	223
(6) 他の経費項目に含められるもの	224
(7) 損金算入の条件	224
12. 資産の評価損	225
(1) たな卸資産の評価損	225
(2) 有価証券の評価損	225

第11章 引 当 金 227

1. 貸倒損失と貸倒引当金	227
(1) 貸倒損失の意義	227
(2) 特定の債権の貸倒損	228
(3) 貸倒引当金への増加要引当額の繰入	229
(4) 貸倒損とするか貸倒引当金とするかの選択・変更	231
2. 未消化有給休暇引当金	232
(1) 未消化有給休暇引当金の取扱い	232
(2) 未消化有給休暇引当金適用の要件	234
3. 賞与引当金	234
4. その他の未払費用	235

第12章 支配関連法人間の所得の再配分	237
1. 適用範囲	238
2. 再配分の方法	239
(1) 関連自動修正	240
(2) 相 殺	242
(3) 利益が実現していない場合	243
(4) 482条が適用される場合	243
(5) 受領不能収益	243
3. 具体的な公正な取引基準	244
(1) 利 息	244
(2) 役務の提供	245
(3) 有形資産の賃貸	249
(4) 無形資産の譲渡または使用	250
(5) 有形資産の売却	252
4. 国際的二重課税防止のための規定	258
(1) 租税条約締結国の権限ある当局への申請	259
(2) (1)以外の手続	261
第13章 欠損金の繰越しおよび繰戻し	263
1. 欠 損 金	263
2. 繰越しと繰戻し	264
3. 繰戻しの手続	265
(1) 繰戻しと還付	265
(2) 法人税等の支払の延期	266
4. 繰越額の制約	267
(1) 欠損法人の株主の著しい変動がある場合	267
(2) 合併等組織再編成の場合	269
第14章 外国法人（支店）に対する課税	271
1. 外国法人の種類と課税所得	271